

住民監査請求（万博誘致公金支出）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 30 年 11 月 20 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（本市の住民であることが確認できた 103 人）に通知した。（却下、結果は平成 31 年 1 月 16 日決定）なお、請求書に記載された住所及び氏名に基づき住民票の照会を行ったが、大阪市の住民であることが確認できなかった 11 人については、その旨通知した。（却下）

1 請求の要旨

本市が大阪府と共にすすめてきた万博誘致・推進事業について、既に 3 億円以上の費用を浪費しているが、①万博の本来の趣旨に反すること、②夢洲での開催の安全性を欠いていること、③不公正な誘致競争によるものであること、④万博に対する府民・市民の承認が得られておらず、もともと大阪の維新党派が固執して推し進める賭博中心の夢洲カジノ開発を究極の目的とするためになされるものであるから、当該事業そのものが違法もしくは不当であり、健全な公金の使用を欠いている。さらに、②については、地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条・第 8 条に反し、違法である。よって、今後の公金支出の差止め及び既に行われた無駄な支出の回復と賠償など必要な措置を講じるよう求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求の内容において、補正が必要な箇所が認められたため、対象となる本市職員等による当該行為等の特定、また、それらの事実を証する書面の提出を求めたところ、A を代理人とする請求人 10 人及び請求人 C を代理人とする C を含む 4 人からは、それぞれ補正書が提出されたため、これらに基づき（1）の内容を通知し、補正がされなかった 89 人に対しては、（2）の内容を通知した。

（1）補正された請求人に対する通知内容

裁判例では、法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条・第 8 条の規定は、「地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、（中略）、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記各規定の違法性が肯定されると解すべきである。」とされている。（平成 17 年 7 月 27 日大阪高等裁判所判決）

また、住民監査請求において、財務会計上の行為の原因行為の違法を主張し、これに関する財務会計上の行為の違法を対象とする場合、その原因行為が無効事由といえるような重大明白な違法がある場合、あるいは著しい裁量権濫用の違法がある場合は、財務会計上の行為も違法となる場合があるとされている。（奈良地裁平成 15 年 2 月 26 日判決）

さらに、住民監査請求における「不当」とは、「違法に至らないまでも権限の行使が適切を欠き制度目的に照らして相当性を欠く場合をいうもの」とされている。（平成 14 年 7 月 10 日福井地裁判決）

これらの点から、請求人の上記①から④のそれぞれの主張について検討する。

①について、夢洲での万博開催が、「公衆の教育を主たる目的とする催し」との万博本来の趣旨から大きく逸脱すると主張しているが、これは、事実証明書として提出された出版物の記載等をもとに見解を主張するものであり、具体的に万博の誘致・推進の重大明白な違法・不当を摘示するものではない。

②について、海岸埋立地の安全性、また、巨大台風や巨大地震が発生した場合の危険性を主張するものだが、これらは将来万博を開催することに対する懸念を主張するものであったとしても、現時点において万博を誘致・推進することの違法性を摘示するものとはいえない。

また、安全性を度外視した万博の計画推進が法第2条第14項及び地方財政法第4条・第8条の規定に反すると主張している点についても、先述の裁判例（平成17年7月27日大阪高等裁判所判決）に当該条文の考え方が示されているところ、請求人は、長の裁量権の範囲について吟味することなく請求に及んでいると言わざるを得ない。

③について、万博の「誘致競争に勝とうとするために、援助の名のもとに総額240億円という買収活動を行うとし」ている旨主張する。もっとも、これらの主張が事実であることを証する書面は提出されていない。

④について、万博誘致が「夢洲をカジノ施設を含むIR用地とするために目的としたもの」であるとし、「多くの大阪府民・大阪市民は、このIRカジノに強く反対しており、そのための万博も承認していない」と主張する。しかし、これらは、万博誘致・推進、ひいてはIR事業推進への反対の意思表示に過ぎず、万博誘致・推進事業自体が長の裁量の逸脱・濫用によるものであるとの主張とはなっていない以上、当該事業そのものの違法性を摘示するものではない。

なお、万博を誘致・推進するための公金支出の差止めを求めている部分についても、上記と同様、万博の誘致・推進に係る公金支出という財務会計上の行為の原因行為として万博の誘致・推進事業自体を違法・不当である旨主張していると解される。

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(2) 補正がされなかった請求人に対する通知内容

請求人から補正がなされなかったため、本件請求において請求人が大阪市長に対し、万博に関し市が支出した費用の請求を求めている部分については、監査請求の対象となる財務会計上の行為を具体的に摘示していないため、監査請求の要件を満たしているとはいえない。

一方、万博を誘致・推進するための公金支出の差止めを求めている部分については、本件住民監査請求書全体の趣旨から、万博の誘致・推進に係る公金支出という財務会計上の行為の原因行為として万博の誘致・推進事業自体が違法・不当であるとして、これらに関する公金支出の差止めを求める旨主張していると解することができる。

裁判例では、法第2条第14項及び地方財政法第4条・第8条の規定は、「地方公共団体や地方行財政運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、(中略)、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用すると認められる場合に限り、上記各規定の違法性が肯定されると解すべきである。」とされている。(平成17年7月27日大阪高等裁判所判決)

さらに、住民監査請求において、財務会計上の行為の原因行為の違法を主張し、これに関する財務会計上の行為の違法を対象とする場合、その原因行為に無効事由といえるような重大明白な違法がある場合、あるいは著しい裁量権濫用の違法がある場合は、財務会計上の行為も違法となる場合があるとされている。(奈良地裁平成15年2月26日判決)

また、住民監査請求における「不当」とは、「違法に至らないまでも権限の行使が適切を欠き制度目的に照らして相当性を欠く場合をいうもの」(平成14年7月10日福井地裁判決)とされている。

これらの点から、請求人の上記①から④のそれぞれの主張について検討する。

(①から④の検討内容については、(1)に同じ)

よって、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。